

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

確定申告はお早めに  
お願い致します



今年もあっという間に1月が過ぎました。この間、年末調整、源泉税の納付(1/10と1/22)、法定調書合計表、償却資産申告書と税務関連の書類提出が続きました。マイナンバー対応を含めまして、ご協力下さいましたことに感謝申し上げます。2月からは、12月決算法人の申告、個人の確定申告、贈与税等の申告と続いてまいります。遅くなりますと納税者の不利になりますので、1日でも早い対応をお願い致します。働き方改革で政府が言っておりますが、確定申告で残業等が多くなりますとブラック企業になり人手不足の上に尚更、就職して来る者がいなくなりますので年1回のお客様は2月末までに関係書類等ご準備下さいますように重ねてお願い申し上げます。3月以降の方は割増料金をいただきますので、どうかご理解とご協力の程宜しく申し上げます。

外国人技能実習制度のセミナーを開催致しました

1月22日に極東経済交流協同組合の川村国博様を講師に招き、人手不足における外国人技能実習制度についてセミナーを催しました。平成29年11月1日に技能実習法による新しい技能実習制度が施行されまして、例えば以下の通り変更や対応があります。

◎実習期間の延長

3年間→5年間

◎受け入れ人数枠の拡充

従来の2倍以上、最大36名  
(但し優良な企業に限る)

◎日本人と同等以上の処遇を要求されます。

実習生より高い日本人がいるが業務内容が異なる場合、説明が必要です。

◎技能実習生の宿泊施設の基準

2階以上の寝室に寄宿する建物には、屋外に通じる階段を設置していること。また、1人3畳以上の寝室スペースが必要等、色々条件があります。



未来を語り 未来を創り 未来に残す。

また、技能実習生は現地で面接や家庭訪問等を受けたうえで、慎重な人選が行われ、入国後は日本語の講習や法令・マナーなどフォローも充実しています。平成29年12月6日時点の技能実習2号移行対象職種は農業・漁業・建設関係など77職種139作業ですが、サービス業は不可となっております。対象職種は主に技術・知能・知識を目的とした製造業ですが、作業内容や試験の有無により、対象か否か変わるので注意が必要となります。詳細は、別紙資料をご覧くださいと建設業、製造業等広範囲になっていきますのでご検討下さい。大変好評でしたので、担当者に説明をさせます。ご興味をお持ちの方がいらっしゃいましたら、再度<人手不足対策セミナー>を企画します。ご相談下さい。お待ち申し上げます。

人を雇用したら助成金をもらいましょう

正社員1人を採用したら50万円の助成金がもらえる!?

(1) <条件>

- ①雇用保険に加入していること
- ②正社員を1人以上雇用していること(親族は不可)
- ③社会保険に加入していること
- ④会社都合解雇を半年以内していないこと

(2) <詳しいことは>

中小企業向けの主な雇用・労働関係助成金という厚生労働省の下記のホームページをご覧ください。 ※別紙同封資料参照

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/42.pdf>

(3) <手続等は>

担当者に連絡後、西田浩子社会保険労務士へご相談下さい。未来税務会計事務所内(096-368-2030) 担当者から→社労士へ

これからは女性の時代だ!!

全国の女性社長は37万人、上場企業では全体の1%です。

- ①産業別では飲食業などのサービス業他が40%を占める
- ②都道府県別女性社長の人口10万人当たりでは、1位東京都699人、2位沖縄県469人、3位山梨県414人 熊本県は11位253人(全体で4483人) 鹿児島県は25位220人(全体で3599人)
- ③社長の出身大学では、1位日本大学、2位東京女子医科大学、3位慶應義塾大学(熊本大学はランク外)
- ④社長の名前は、「和子」が7年連続トップ  
和子、洋子、幸子、裕子、京子、恵子、久美子、由美子、陽子、順子と、子が多い (TSR情報熊本県版2018.1.8N02716より)



医療費控除が変わります  
セルフメディケーション税制と領収書添付不要制度

(1) セルフメディケーション税制

セルフメディケーション税制とは、薬局やドラッグストアで医薬品を1年間に一定金額以上買った人が支払い分の一部を所得から控除できる制度で、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの4年間の時限措置です。この制度を適用するためには、①適用対象スイッチOTC医薬品を年間1万2千円超購入していること、②予防接種や健康診断、がん検診等を受けていることが要件です。これらの要件を満たした場合に、適用対象スイッチOTC医薬品の年間購入額から1万2千円を引いた額(控除額は最高で8万8千円)を所得から控除することができます。

OTC医薬品とは、ドラッグストアや薬局で購入できる一般的医薬品のことで、しかし、全ての医薬品が対象ではなく下記のマークが掲載されているものに限られます。対象の医薬品は厚労省のホームページで確認することができます。



今までの医療費控除とセルフメディケーション税制のどちらが有利かといいますと、医療費の合計金額や適用対象スイッチOTC医薬品の購入額の割合により変わります。目安は以下の通りです。

医療費控除が有利	総所得金額等が200万円以上の人で、年間医療費(適用対象スイッチOTC医薬品+その他医療費の合計)が18万8千円を超える場合
セルフメディケーション税制が有利	年間医療費(同)が18万8千円以下で、その他医療費が8万8千円以下の場合

(2) 領収書添付不要制度

これは、平成29年分から医療費控除の明細書を添付すれば医療費の領収書の提出が不要となる制度です。但し、医療を受けた人や病院・薬局ごとに集計して医療費控除の明細書を書かなければなりません。平成29年分から平成31年分までの確定申告については従来通り医療費領収書を添付または提示する方法でも受け付け可能ですが、医療費領収書は5年間の保存義務があるので注意が必要です。



## 軽減税率の補助金 平成31年9月30日まで期間延長

中小企業庁はこのほど、軽減税率対策補助金事務局が公募を行っている「軽減税率対策補助金」(中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金)について、現行の「平成30年1月31日までに申請」から**軽減税率が導入される予定の平成31年10月1日の前日である同年9月30日に期限を延長する事を公表しました。この日までに新たなレジやシステムの導入を終え、その後、事後申請書を提出することが必要となります。**なお、補助金の申請受付期限については、「平成31年9月30日」の事業完了期限に合わせて設定され、具体的な時期については、後日、軽減税率対策補助金事務局および中小企業庁ホームページにおいて公表されます。



軽減税率対策補助金とは、中小企業や小規模事業者が消費税の軽減税率制度(複数税率)に円滑に対応できるよう、新たに複数税率対応レジを導入する場合や受発注システムの改修などを行うにあたり、その経費の一部を補助する制度です。

新制度に対応した新たなレジ等を導入する企業をサポートするため、導入にかかったコストの3分の2、**レジの場合1台あたり20万円まで**が補助されます。また新たに商品マスタの設定や機器設置運搬などに費用がかかる時には、さらに1台あたり20万円が上乗せされます。どれだけ導入しても、**1事業者あたり200万円が上限**となりますが、導入するのが1台のみで費用が3万円未満であればかかった費用の4分の3、タブレットなどの汎用端末であれば2分の1が上限となります。詳細は、軽減税率対策補助金事務局(☎0570-081-222)までお問い合わせ下さい。

## 確定申告納期限について

確定申告はお早めに



確定申告の時期となりました。期間内(平成30年の場合は3月15日まで)に確定申告できなければ「期限後申告」となります。

遅れた日数分、延滞税(年利最高14.6%)をあわせて支払う等場合によっては無申告加算税(最高20%)を納める必要が生じます。延滞税や無申告加算税は、本来の納税額に上乗せして納付する罰則的な税金です。

青色申告の方は、確定申告の期限に遅れると、青色申告65万円控除が受けられなくなるなどのペナルティが課されます。皆様お早目に御準備くださいませ。

税目	確定申告の相談と申告書の受付期間	納期限	振替日振替納税の場合
所得税及び復興特別所得税	平成30年2月16日(金) ～ 平成30年3月15日(木)	平成30年 3月15日(木)	平成30年 4月20日(金)
個人事業者の消費税及び地方消費税	平成30年1月4日(木) ～ 平成30年4月2日(月)	平成30年 4月2日(月)	平成30年 4月25日(水)
贈与税	平成30年2月1日(木) ～ 平成30年3月15日(木)	平成30年 3月15日(木)	

参照HP: 政府広報オンライン  
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201301/1.html>

## 今年も無料個別相談会を開催します!



当事務所では、相続・事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催いたします。

日時: 平成30年2月14日(水)  
①11:00~12:00 ②13:00~14:00  
③14:00~15:00 ④15:00~16:00

※上記の時間帯は先着順での受付となるため、ご希望の時間帯に沿えない場合がございます。あらかじめご了承ください。  
※上記日程以降も毎月個別相談会を開催予定としております。また、電話相談は正確なアドバイスができませんので、一切行っておりません。この機会に是非ご参加くださいませ。  
※詳しくは別紙にて

## 相続セミナーを開催します!

相続争いから円満相続に至るまで様々な疑問にお答えします。

日時: 平成30年3月22日(木)  
時間: 10時~11時頃(受付開始9時45分)  
場所: 男女共同参画センター はあもにい研修室A  
(熊本市中央区黒髪3丁目3番10号)

定員: 先着20名様  
備考: 参加費1,000円 ※要予約  
※詳しくは別紙にて



チラシ配布希望者は  
担当者まで♪

# あたりや 菊陽店

ますます寒さが厳しくなるこれからの季節。。。  
お好み焼きを食べて温まりましょう♪  
定番のお好み焼きや焼きそばはもちろんのこと、  
名物のモダン焼きやお店特製のメニューまで!  
ふわふわアツアツのお好み焼き是非ご賞味下さい♪  
また、レトロで落ち着いた雰囲気店内には  
テーブル席と別に座敷もあるため小さいお子様を  
お連れの方にも安心してご来店いただけます♪  
平日限定のランチメニューは  
リーズナブルでボリュームもありオススメです!

### あたりや 菊陽店

住所 菊池郡菊陽町原水1164-7  
電話 096-233-1400  
営業時間【平日】11:00 ~ 17:00  
【土・日・祝】11:00 ~ 21:00  
【平日限定ランチタイム】11:00 ~ 15:00

あたりや 菊陽店

検索

製作・発行: 税理士法人 未来税務会計事務所  
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯1-1-106  
Tel: 096-368-2030 / Fax: 096-368-4639  
<http://www.mirai-town.net/>